

基準 11 . 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1 の視点》

11-1- 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1- 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

11-1- 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

学校法人駒澤大学は、建学の精神に則り、「学校法人駒澤大学憲章」を社会に宣言している。この憲章に掲げる目標を実現するため、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程・規則を定め、円滑な教育活動及び法令遵守の徹底に努めている。

教職員の遵守すべき行動・倫理は、「苫小牧駒澤大学規程集」の中で具体的に明記している。更に学校法人駒澤大学が定める関連規程を準用し同法人の設置する一大学として法人の定める規程の適用を受けることで、本学の制定する諸規程の欠缺を補充している。同憲章をはじめとする組織倫理に関する条項を含む法人、及び本学の規程等は以下のとおりである。

学校法人駒澤大学憲章

- 一、私たちは、建学に理念に則り、教育と研究の発展を通して社会に貢献します。
- 一、私たちは、学生・生徒・保護者、同窓会、地域の人たちをはじめ、すべての人から信頼される学校づくりに努めます。
- 一、私たちは、積極的に自己研鑽し、互いに導き合い、新しい時代を切り開く学校教育の実現に努めます。
- 一、私たちは、各人の個性や価値観を認め、互いにこれを尊重します。

【規程】

- ・ 学校法人駒澤大学寄附行為
- ・ 学校法人駒澤大学寄附行為施行細則
- ・ 学校法人駒澤大学常任理事会規程
- ・ 学校法人駒澤大学内部監査規程
- ・ 苫小牧駒澤大学学則
- ・ 苫小牧駒澤大学入試委員会規程
- ・ 苫小牧駒澤大学試験実施規程
- ・ 苫小牧駒澤大学学生委員会規程
- ・ 苫小牧駒澤大学情報システム利用ガイドライン
- ・ 苫小牧駒澤大学教員就業規則
- ・ 苫小牧駒澤大学職員就業規則

【学校法人駒澤大学駒澤大学の準用規程】

- ・セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程
- ・個人情報保護規程

11-1- 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学は、学校法人駒澤大学の組織化のもと、社会的機関として適切な運営がなされるよう、学校法人が定める規程及び本学が定める規程に基づき運営を行っている。

(1) 就業規則

本学では、就任時に各教職員へ「苫小牧駒澤大学規程集」を配布し、教職員が遵守すべき行動・倫理について「苫小牧駒澤大学教員就業規則」及び「苫小牧駒澤大学職員就業規則」において定められていることを周知させ、その遵守徹底を図っている。

(2) ハラスメント防止

本学では、学生のハラスメントに関する相談等について、学生サポートセンターが窓口となり、事務職員6名（女性4名、男性2名）が対応している。また、専門職員のカウンセラーを配置し、学生及び教職員のメンタルに関する相談を行う「学生相談室」を設置しているほか、学生委員会スタッフ教員が身近なアドバイザーとして各種ハラスメントに関する情報の収集・相談及び解決のための制度を準備している。

これによって、ハラスメント防止のための啓発活動を日常的に実施するとともに、ハラスメント発生後の対応体制を整備することで、さらなるハラスメントの発生の防止を図っている。

(3) 個人情報

本学では、学内で保有する学生及び教職員等に関する個人情報は、「苫小牧駒澤大学教員就業規則」（第5条）及び「職員就業規則」（第5条）において「秘密の保持」条項を置き、その管理を徹底している。さらに「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、学校法人駒澤大学が定める個人情報保護規程を準用し、個人情報の保護を図っている。また、本学が公開に関する情報に関しては、情報システム委員会が「苫小牧情報システム利用ガイドライン」に基づき審議を経て決定する手続きをとることで運用している。

(4) 運営監査

本学は、「学校法人駒澤大学内部監査規程」及び社会規範に則り、学校業務全般について、適正に遂行されているかを公正かつ客観的に検証及び評価するため、年1回監査を実施している。監査報告後、問題点や指摘事項について速やかに対応を図り改善している。

(2) 11-1の自己評価

ハラスメントの防止、及び個人情報に関する規程に関しては、学校法人駒澤大学の規程を準用することで対応しているが、本学独自の規程の整備が不十分である。そのことによる不都合はこれまで生じていないが、本学の規模と実情に則した独自の規程の制定を検討中である。ただし、現行の制度のもとでも適切な運営がなされていると

評価する。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

本学独自のハラスメントの防止、及び個人情報に関する規程の制定を早急に行い整備する。また、学内への周知徹底を図るため、パンフレットの作成や研修会等を開催し、理解を深める工夫を行う。組織倫理に関する規程は必要に応じ改正してきたが、今後も社会の状況の変化に応じて逐次改正をする必要があると考えるため、改善・見直し等を継続的に推進する。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

11-2- 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 日常的な危機管理体制

学生全員が入学時に「学生教育研究災害傷害保険」・「学研災付帯賠償責任保険」へ加入し、教育研究活動中の事故・災害に対応している。

学内の体育館及び事務室にAEDを設置し、学内での急病人等の発生に対処している。また、市内総合病院との連絡体制を整えている。

自動車で通学する学生に対して、道路交通法規・交通道徳を守り、人命の安全を守る良識ある運転者となるよう、学内で「交通安全講習会」(苫小牧警察署へ講師を依頼)を実施、交通安全マナーの徹底及び啓発を行っている。

入学時に学生に学生生活における必要な手続きやマナー等を記載した冊子『CAMPUS GUIDE』を配付し、起こりうる災害等について注意喚起を促している。また、学内にポスター掲示し、必要に応じてリーフレットを配付し啓発している。

施設内設備の整備に関し異常が発生した場合は、迅速に修理・点検の連絡体制を整えている。

(2) 警備体制

構内警備

校舎全体の安全を確保するため、セコム株式会社（以下「セコム」）と警備契約を締結し、校舎建物の各ブロック（管理棟、研究・講義棟、旧短大棟、体育館棟、図書館・情報センター棟、坐禅堂、大講堂、ゲストハウス）について、就業時及び休日について24時間警備体制を実施している。管理棟1階事務室内にセコム監視盤が設置され、異常を監視するシステム（防犯・火災・電気・空調・ボイラー設備・非常通報・ガス漏れ監視）が作動している。就業時間以外及び休日の異常が生じた場合は、セコムへ届けている本学緊急連絡先に通報・連絡する体制が整っている。

夜間警備

午後6時から9時まで巡回警備員（委託）を配置し校舎内・構内を巡回後、校舎内の全ての出入り口を施錠し外部からの不法侵入に備えた防犯対策を実施している。

(3) 防災管理体制

消防計画規程に基づき、自衛消防対組織及び火災予防組織を編成・防災活動を実施している。消防用設備点検を年 2 回、その他設備については定期的に点検を実施し、設備保守の維持を図っている。

(4) 情報ネットワークに関する危機管理

情報センターと情報系教員による継続的なマルウェア対策を行っている。学内 LAN サーバ及びクライアントについて、各種ソフトウェアのアップデートを公開後 1、2 日中に適用し、2 段階のマルウェア対策ソフトに加えてウェブ閲覧制限ソフトを運用して安全管理を徹底している。また、利用者の教育・啓発に努め、USB 機器事前検査ルールを全教職員・学生・外来者に徹底させている。開学以来 12 年間、大規模感染は一度も起こしておらず、実害が出た例は数件にとどまっている。

学内 LAN のメインスイッチを平成 21(2009)年に交換し、旧機を非常時のバックアップ用として残し、サブスイッチの予備機も 1 台用意している。

(5) 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律を遵守し個人情報を保護するとともに、情報の利用を明らかにし適正に保護・管理している。個人情報に記載された書類等は回収またはシュレッター処理をすることを徹底している。

(6) 運営に関する危機管理

本学では、学長・学部長・事務長・各部署長を構成員とする拡大運営委員会(「基準 2-3- 」において詳述)を設置し、学内の諸問題及び諸案件が円滑に措置できるよう、全学的な見地から検討するため、毎月 1 回委員会を開催している。

(2) 11-2の自己評価

学生生活を取り巻く環境は常に変化し、諸問題が発生することは少なくないが、安全を確保するための指導・周知は徹底している。

危機管理体制は現状で考えうる範囲内で十分整備され、法令に基づく対応は法令の制定・改廃の都度進めているところである。

本学の校舎・校地の立地環境において、校地を囲んだ塀等の土地境界を示し、外部からの立ち入りを防げる障害物がないため、校地四方からの侵入が可能な状態にあり、侵入者に対する危機管理が十分でないと考えている。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

危機管理に関し大学全体の体制を明確にするとともに、危険や防災意識を高めるため、様々な場面を想定した訓練や講習会を開催する。本学では、7月の月例法要時に大講堂の避難訓練を実施し、10月に全学的な規模での避難訓練を予定している。

侵入者に対する警備体制については本学の立地と建造物の配置を踏まえて、警察署との連携及び指導を受けながら、効果的な対策を検討する。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3- 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

11-3- 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 『苫小牧駒澤大学紀要』の刊行

「紀要委員会」を設置し、本学における研究活動の成果の一端を『苫小牧駒澤大学紀要』として毎年1回以上発行し、広く学内外に公開している。本誌寄稿者は、原則本学の専任教員としているが、本学非常勤講師並びに関係者の寄稿も募り紀要委員会で編集し発行している。

(2) 環太平洋・アイヌ文化研究所機関誌の発行

本学では、本学専任教員と研究員から構成する「環太平洋・アイヌ文化研究所」を学内に設置しており、定期的に研究会やシンポジウム等を公開し、研究成果として機関誌『環太平洋・アイヌ文化研究』を原則年1回発行し学内外に公開している。

(3) 苫小牧駒澤大学広報誌の発行

広報委員会編集のもと広報誌「駒澤通信」を年2回発行している。掲載内容は、キャンパス情報、学生・教員の研究及び教員が発行する書籍紹介等となっている。

(4) 教育研究業績の刊行

年2回発行される広報誌「駒澤通信」には教員の研究業績が掲載され、平成19(2007)年度から毎年小冊子として「研究業績一覧」が発行され、学外にも配布している。

(5) ウェブサイトによる情報公開

本学では、教育・研究活動に関する情報、広報活動に関する情報及び学内に関する情報を「Webページの運用に関する規程」で管理運営し、ウェブサイト上で公開している。研究紀要である『苫小牧駒澤大学紀要』に関しては、創刊号より全てウェブサイト上にPDFファイルで公開し、自由に閲覧することができる。

(6) 大学紹介冊子

高校生、受験生、高等学校及び父母等向けの広報媒体として『Tomakomai Komazawa University Guide』を本学の教育内容の特色、教員の研究専門分野に関する情報等を小冊子にまとめ配付している。事務部署である入試広報室が主に担当し作成にあたっている。

(7) 公開講座等

市民を対象とした講座に関しては「基準10-1-」において説明した。また、学生の研究活動の公開の場として学生研究発表会(7月)と卒業研究発表会(2月)については「基準3-1-」において述べた。

(8) ReaDへの登録

ReaD(独立行政法人科学技術振興機構研究開発支援総合ディレクトリ)へ教員の研究業績等の情報を提供している。

(2) 11-3の自己評価

委員会等の組織管理体制が整備された中で、様々な媒体や形式で学内外へ研究成果が公開され、公正かつ適正に広報活動がおこなわれている。とくに冊子媒体については定期刊行が定着し媒体を通しての広報体制が整備されている。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

ウェブサイト上で公開している研究業績情報の充実を図る。現在、研究紀要の情報は公表されているが、更に専門情報やReaDへ掲載している情報も併せて掲載し公表する。ウェブサイトは、常に新しい情報を取得するためのツールであることから、リアルタイムに情報更新ができるように担当部署との連携及び手続き体制を整える。

[基準 11 の自己評価]

社会的機関として必要な倫理規定は概ね整備されているが、本学独自のハラスメント及び個人情報保護規定の策定が早急に必要である。

危機管理体制では法令に基づく対応は整っている。

広報活動に関し、教育研究成果の冊子媒体による広報の体制は整っているが、ウェブサイトによる情報公開に工夫がない。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

本学独自のハラスメント及び個人情報保護法規程を今年度中に策定する。

危機管理に関しては、防災意識の高揚のため訓練・講習会を定期的を実施する。

ウェブサイトの広報力を強化させるため、最新の情報を提供できるよう、ウェブサイト更新担当者に一定の権限を委譲し、かつ更新状況を定期的に点検する組織体制を整備する。この件に関しては、平成22(2010)年6月10日教授会において審議され、自己点検評価委員会作業部会を中心に、本年7月末を目処に改善することが決定した。

本学は学校教育法第113条及び大学設置基準第2条に則り、教育情報の公表に努めているが、平成23(2011)年4月1日一部改正施行される学校教育法施行規則の規程を視野に入れ、自己点検評価委員会において継続的に改善していく。